

農振農用地からの除外について（農振除外）

●農振農用地区域からの除外

農振農用地区域内における開発行為は禁止されているため、開発行為をしようとする者は該当する土地を農振農用地区域から除外する必要があります。

このため、具体的計画に基づき除外申し出をし、除外要件の検討後、除外適当と認められた計画についてのみ、農地転用許可後、開発行為が可能となります。

●軽微変更

農業用施設を建設したいときは、軽微な変更（農用地を農業用施設用地として用途区分の変更）が必要です。

この土地については、転用後も農振農用地区域内であり、農業用施設用地以外に利用する時は改めて農振農用地から除外する必要があります。

○除外申請

所定の様式により、除外したい土地について申請します。

①事業の内容 ②事業の必要性 ③事業の緊急性 ④事業場所の適格性 等が審査対象です。

○その他

- ・除外申請受付 〆切 除外申出の受付（6・9・12・3月末日の年4回）
- ・除外審査期間 概ね9ヶ月程度 ※期間中に除外を保証するものではありません。

○詳細については農業課へお問い合わせください。

「農業振興地域の制度概要について」ホームページアドレス

<https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/22/nousin.html>

問い合わせ先

農業課 農村振興係 電話 21-3217（課直通）
22-4511 内線 4812